

基発第1101005号  
平成17年11月1日

日本医学会会長 高久史磨 殿

厚生労働省労働基準局長



石綿による疾病に係る労災補償制度の周知について（依頼）

日頃から労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、御承知のとおり、現在、石綿による健康被害が大きな社会問題となっております。このため、厚生労働省では、被害の拡大防止、健康相談窓口の開設等による国民の不安への対応、労災補償制度等による過去の被害への対応等に精力的に取り組んでいるところです。

特に、労災補償については、これまでも石綿の職業ばく露によって中皮腫や肺がんを発症した労働者やその御遺族からの労災請求に対して適切に実施してきましたが、一方で中皮腫による死亡者数に比べて労災認定者数が少ないという状況も見受けられます。

このような状況にある原因として、石綿に関連する事業主や労働者の方々はもとより、中皮腫や肺がんの治療に携わる医師や医療関係者の方々においても石綿による疾病の労災補償について十分に御理解いただいていない面も考えられるところです。

このため、現在、同封のリーフレット等も活用しながら労災補償制度における石綿による疾病の取扱い等に関して広くその周知、広報に努めております。

つきましては、貴会におかれましても、石綿による疾病の労災補償に関する取組について御理解をいただくとともに、特に石綿による疾病に関係の深い貴会分科会の会員各位に対し、同封のリーフレット等を活用しての労災補償制度に係る周知につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。